

タブレット端末の本格的な導入について

1 ペーパーレス化

(1) 実施時期

令和3年2月10日（水）から原則ペーパーレス化を実施

(2) ペーパーレス化の例外

① 紙ベースの資料のみとするもの

・個人情報に関するもの

（報酬・賞与明細書、源泉徴収票、年末調整の扶養控除申告書・保険料控除申告書）

・執行部の事前説明資料のうち人事、処分関係に関するもの

② タブレット端末掲載と紙ベースの資料を併用するもの

・本会議質問時配布資料

※ ①②の詳細は資料8-2のとおり

(3) 公設FAX

令和3年2月9日（火）まで設置 ※以降、公設FAXは順次回収

(4) その他

ペーパーレス化にとまない、執行部の事前説明やお知らせ等もタブレット端末に加え、現在議員から教えていただいている個人のスマホなどにも送付されます。私的なメールアドレスが執行部にも伝わりますので、ご了承ください。

2 アプリのインストール

(1) 無料アプリ

議員や会派で申請をしていただき、使用基準に定められた所定の手続きを経た後、各自でインストールをお願いします。

(2) 有料アプリ

本市議会としての必要性などを引き続き検討していきますが、まずは無料版のインストールをお願いします。

(3) 手続き 必要な書類や決定通知の書式を基準に定めます。

3 双方向によるコミュニケーションを可能とするソフトウェアの使用

双方向によるコミュニケーションを可能とするソフトウェアを使用できることとします。

なお、使用にあたっては、北九州タブレット端末管理及び使用基準に定める第7条（禁止事項）を遵守するとともに、「北九州市ソーシャルメディア活用に関するガイドライン」を踏まえながら使用してください。

4 使用基準の改正

改正する条項等		改正内容	
第14条	第2項	[双方向によるコミュニケーションを可能とするソフトウェアの使用] 議会活動に限って使用できることとする。 ※ 本項の規程からただし書きを削除し、新たに <u>第15条としてメールやSNS等の使用について規定</u>	
	第3項	[アプリ等の追加の手続き] 本項を削除し、新たに <u>第16条1項として規定</u>	
	第4項	[アプリ等の費用] 本項を削除し、新たに <u>第16条4項として規定</u>	
	第5項	[アプリ等のアンインストール] 本項を削除し、新たに <u>第16条5項として規定</u>	
第15条	第4項	「インターネットの使用」	本会議においても、委員会と同様に、会議の議題に関する情報の閲覧収集は認めることとし、 <u>本項を削除</u>
	第5項		上記の改正を受け、「議会の会議以外の会議」から「会議等」に改正 上記の改正をよる条項ずれに伴い、 <u>第17条第4項として規定</u>
	第6項	上記の改正による条項ずれに伴い、 <u>第17条第5項として規定</u>	
第16条		条項ずれに伴い、 <u>本条を第18条として規定</u>	
上記以外に新たに規定した規程		[アプリ等のインストールの申請手続き] アプリ等の追加の申請手続き、申請様式及び申請時期について、新たに <u>第16条2項として規定</u>	
		[アプリ等のインストールの決定] アプリの申請に対するインストールの決定について、新たに <u>第16条3項として規定</u>	

※ 詳細は資料8-3「北九州市議会タブレット端末管理及び使用基準 新旧対照表」のとおり